

規制シート

(別紙1)

200196800980001

平成27年7月31日

規制の名称	工場・建設作業等から発生する騒音に関する規制	所管府省	環境省
根拠法令等	騒音規制法(昭和43年法律第98号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	水・大気環境局 大気環境課 大気生活 環境室 室長 行木美弥
規制目的	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>騒音規制法は、上記を目的として策定された法律である。</p> <p>第4条から第13条までは、特定施設について規制を定めている。特定施設は、著しい騒音を発生する施設であって、政令で定めるものが該当し、これらの施設を指定された区域内に設置する場合には、騒音に係る規制基準を遵守しなければならないことが定められている。また特定施設を設置しようとする者は、市町村長にその旨を届け出なければならないことが定められている。</p> <p>第14条及び第15条は、特定建設作業について規制を定めている。特定建設作業は、著しい騒音を発生する作業であって、政令で定めるものが該当し、これらの作業を指定された区域内で行う場合には、騒音に係る規制基準を遵守しなければならないことが定められている。また特定建設作業を実施しようとする者は、市町村長にその旨を届け出なければならないことが定められている。</p> <p>第16条は、自動車騒音について規制を定めている。対象となるのは道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって環境省令で定めるもの及び同条第3項に規定する原動機付き自転車であり、これらに対し、一定の条件で運行した場合の騒音の大きさの許容限度を定めている。</p>	関連する予算	騒音・振動公害防止強化対策費(平成27年度予算24百万円)等
規制の最近の改廃経緯	特定施設及び特定建設作業に係る規制地域及び規制基準の設定については、都道府県知事及び指定都市、中核市、特例市及び特別区の長が行うこととされていたが、改正により都道府県知事及び全ての市の長が行うこととなった(平成23年8月)。	関連する政策評価結果	平成25年度政策評価(事後評価) (https://www.env.go.jp/guide/seisaku/h25_jigo/3-2.pdf)
規制を維持、改革又は新設する理由	毎年度実施している施行状況調査の結果によれば、苦情件数は概ね横ばい傾向となっており、著しい状況の悪化は見られないが、引き続き規制の維持が必要と考えられる。 また、例えば自動車単体騒音の規制については、中央環境審議会の答申も踏まえ、国際基準の調和のための制度改正を予定しており、国際的な動向も踏まえつつ、必要な制度の更新を図っている。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>